

行政書士は新公益法人制度に積極的に取り組んでいます！！

新公益法人制度についてQ & A

Q 1. 社団法人・財団法人に関する新しい法律ができたと聞きましたが？

明治以来110年振りに公益法人の制度が見直され平成20年12月1日から施行されます。今回の大改革により全国で25,000の社団法人・財団法人は公益性を証明して税優遇を受けるか、公益性を否定されて課税されるか5年間の移行期間に何もしないまま解散させられるかの大転換を迫られています。

官公署への申請手続きは行政書士業務の大きな部分を占めており、行政書士には、今回の社団法人・財団法人に関する行政庁への申請手続きの代行が法律的に認められています。

(行政書士法第1条の二、第2項)
行政書士は他人の依頼を受け、報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務、又は事実証明に関する書類を作成することを業とする。

(行政書士でない者の業務の制限等)
(行政書士法第19条)
行政書士でない者は、業として第1条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続きについて、当該手続きに関し相当の経験、又は能力を有するものとして総務省令で定めるものが電磁的記録を作成する場合はこの限りではない。

⇒新公益法人制度に関するご相談、ご依頼はお近くの行政書士までどうぞ。

Q 2. なぜ、今、公益法人の大改革なのでしょう？

従来の公益法人制度においては、法人の設立と公益性の判断が一体で主務官庁の主観によって左右され天下りの温床となったり、営利法人に類似した法人や、共益的な法人が多数設立されたりと制度疲労が顕著になり国民の厳しい批判を受けています。これらを一掃するために大改革が敢行されることとなりました。

Q 3. その改革のポイントを教えてください。

- (1) 社団法人・財団法人が監督官庁の許可なしで、公益性の有無にかかわらず登記のみで設立できる一般社団法人・一般財団法人の制度が新設されました。
- (2) 現行の公益法人や新規に一般社団法人・一般財団法人になった法人に対し、民間有識者からなる公益認定等委員会がその公益性を客観的に認定する公益社団法人・公益財団法人の制度が新設されました。
- (3) 中間法人制度は廃止され、新制度への対応が必要になります。
- (4) 現行公益法人の移行の猶予期間は5年間。何もしなければ自動的に解散。

⇒公益法人改革/社団法人・財団法人の設立/現行の公益法人からの移行のご相談やご依頼はお近くの行政書士までどうぞ。

Q4. 要件を満たせば、登記のみで一般社団・財団法人を設立することができると思いますが？

剰余金の分配（株式会社で言えば株式配当のようなもの）を目的としない社団及び財団は登記によって、法人格を取得できます。

町内会、同窓会、会社の有志の団体、あるいは2人から設立できますのでNPO法人のように10人の社員の維持をしかねる小規模団体等にも法人格取得の道が開かれました。

（ポイント）

- ・ 行う事業は、公序良俗に反しない限り制限はありません。
- ・ 定款であらかじめ、社員、設立者に剰余金、解散時の残余財産の分配を受ける権利を与えることはできません。
- ・ 行政庁の法人の業務・運営についての監督はありません。したがって、法人の自主的、自律的な運営が必要であり、最低限必要な各種機関（社員総会、理事、監事、評議員等）の設置や統治に関することについて法律で明確に規定されています。

Q5. 一般社団法人の特徴は？

- ・ 名称中に「一般社団法人」という文字を使用すること。
- ・ 設立は社員2名から、財産保有規制なし。
- ・ 定款は設立時社員が作成、公証人の認証が必要。
- ・ 社員総会、理事は必置。
- ・ 定款で基金制度の採用が可能。

Q6. 一般財団法人の特徴？

- ・ 名称中に「一般財団法人」という文字を使用すること。
- ・ 設立には300万円以上の財産の拠出が必要。
- ・ 定款は設立者が作成、公証人の認証が必要。
- ・ 評議員、評議員会、理事、理事会、監事は必置。
- ・ 目的、評議員の選解任方法についての定款の変更には制限あり。
- ・ 二期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散。

Q7. 今社団（財団）法人なのですが、今後どのような選択肢がありますか？

現行法人（旧民法34条法人）はすべて、法律の施行と同時に法律上「特例民法法人」となります。

現行の公益法人は、施行日以後、一般社団・一般財団法人として存続します。新法の適用に当たっては経過措置により、実質的には現行の公益法人と同じ権利、義務があると考えてよいでしょう。名称も「社団法人」「財団法人」のままとなります。

現行の公益法人は、5年間の移行期間内に移行の申請をする必要があります。

- ・ 移行の認定の申請 → 公益社団・公益財団法人への移行の認定の申請
 - ・ 移行の認可の申請 → 一般社団・一般財団法人への移行の認可の申請
- 移行の認定と認可の申請は同時に重複してはできません。

移行期間の満了の日（平成25年11月30日）に、移行が認められなかった法人や移行の申請をしなかった法人は、移行期間満了の日に解散したものと見なされますのでご注意ください。

⇒申請に必要な書類、認定基準等についてはお近くの行政書士にお尋ね下さい。

Q8. 現行の公益法人が新公益法人になるメリット・デメリットについて教えてください。

(1) 新公益法人になるメリットのある法人とは？

- ・ 寄附の多い法人（寄附金控除の優遇処置あり）
- ・ 収益事業が好調な法人
- ・ 公益法人でなければ事業に影響が出る法人 → 日本相撲協会、
日本サッカー協会

(2) 新公益法人になるとデメリットのある法人とは？

- ・ 小規模な法人 → 公益法人になるには多くの機関の設置義務があり、
法人の維持コストが増加
- ・ 公益認定基準の維持が難しく、公益認定を取り消される可能性のある法人
→ 公益認定が取り消されて一般社団・財団法人となった場合、「公益目的事業
財産の残額」に相当する額の財産を取り消してから1カ月以内に、公益的団体等に
贈与することになります。
折角積上げてきた財産がなくなりますのでこの点は慎重に考えて下さい。

⇒ メリット・デメリットはケースバイケースで異なってきます。

詳しくはお近くの行政書士にご相談ください。

Q9. 現行の公益法人が一般社団・財団法人になるメリット・デメリットについて
教えてください。

(1) 一般社団・財団法人になるメリットのある法人

- ・ 行政庁の監督や行政庁への毎年の報告がわずらわしいと考えている法人
- ・ 公益目的事業に縛られず自由な事業展開をしたい法人
- ・ 小規模で機関を増やしたくない法人
- ・ 公益認定基準の維持が難しく、公益認定を取り消される可能性のある法人

(2) 一般社団・財団法人になるとデメリットのある法人

- ・ 課税所得が多く発生することが予想される法人
→ 例えば、多額の固定資産税の出費が予想される法人
 - ・ 公益認定が事業継続の条件になることが予想される法人
- ⇒ メリット・デメリットはケースバイケースで異なってきます。
詳しくはお近くの行政書士にご相談ください。

官公署への申請手続は行政書士業務の根幹をなし、行政書士には、この度の社団法人・財団法人に
関する行政庁への申請手続きの代理が法律的に認められています。